

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月29日  
照会部署名 近畿ブロック本部適用・徵収支援部厚生年金適用支援G  
照会担当者 (一般職) 松井 道寛  
連絡先  
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 新村

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010	本部受付番号 No.2010—1066
--------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

賞与の支払回数の算定に係る同一性質についての考え方について

(内容)

昭和53年6月20日保発第47号・府保険発第21号において賞与の支給回数の算定方法が明記されていますが、同通知1(2)アにおいて、「名称は異なっても同一性質を有すると認められるもの毎に判別すること。」とあります。

昭和52年12月16日保険発第113号・府保険発第18号では、「例えば、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当などの名称で、冬の暖房のため季節性をもつて支給されるものなどは、賞与、期末手当とは別に回数を数えること。」と例示されていますが、その他具体的な事例については示されていません。

＜対応案＞

被保険者の通常の生計に充てられるものではなく、冬の暖房にかかる費用に充てられていることから、支給目的が別であれば同一性質ではないものと判断いたします。

当該通知における「同一性質」についての統一的な見解が示されていません。具体的な事例、判断基準等について明確にご教示ください。

(ブロック本部回答)

上記疑義照会は、ブロック本部によるもの。

回答日 平成22年10月29日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徵収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 ニュアルインストラクター(厚生年金適用支援G長)新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

賞与の支払い回数の算定に係る「同一性質」については、給与体系が多様化している現在では、名称等で一律に判断できるものではないため、個々の事例において、判断する必要があります。

判断例としては、現在示されている寒冷地手当等の「冬の暖房のための季節性をもって支給されるものなど」しか通知にはありません。

しかしながら、①社会保険制度では、実際に受ける報酬は、様々な形態（月給、時間給など）があり、額も個人ごとに千差万別であるばかりでなく、毎月変動するものであることから、標準報酬制を採用していること②賞与については、年度ごとの支給額に変動があることや年間の支給回数が報酬に比べ格段に少ないことから、標準賞与額は、標準報酬月額とは異なり、賞与が支給されるごとに決定することとされていること③賞与としての扱いが増えれば、健康保険の標準賞与額の年間上限額540万円の関係から、保険料のがれにつながる場合もあることなどを踏まえると、手当や一時金等が支給された場合は、支給形態（支給回数や継続性）で判断を行い、本人の業務内容等に関連して支給されるものは、名称が異なっても原則同一性として、判断してください。

「同一性質」に疑義が生じる場合は、実態（通常の賞与との違い、支給回数や継続性）を聞き取ったうえで、具体的な事例に基づきご照会いただきたい。

回答日 平成23年3月9日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般)上仁武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

坂東